

**令和 5 年度
意匠審査の質についての
ユーザー評価調査報告書**

令和 5 年 10 月

特 許 庁

目次

1. はじめに	2
2. 本調査の概要	3
(1) 本調査の目的	3
(2) 調査方法	3
(3) 回答率	4
3. 集計結果	6
(1) 意匠審査全般の質に関する評価（全体評価）について	6
(2) 意匠審査の質に関する個別項目の評価について	7
(3) 他国特許庁との比較について	12
(4) 意匠審査の質に関するコメントについて	13
4. 個別項目に対する評価と全体評価との相関分析	14
(1) 分析手法	14
(2) 分析結果	14
5. 調査結果のまとめ	16
6. 今後のユーザー評価調査に向けて	17
(付録) 令和5年度調査票	18

1. はじめに

意匠創作の奨励と我が国産業の健全な発展を目的とする意匠制度においては、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進にも資する、国際的に信頼される質の高い意匠審査が求められています。そして、質の高い意匠審査を遂行するためには、制度ユーザー（出願人や権利行使の対象となり得る第三者等）のニーズや期待を適切に把握しながら、意匠審査の質の維持・向上に取り組んでいくことが重要です。このような認識の下、特許庁は、世界最高品質の意匠審査の実現に取り組むための品質管理の基本原則を示した「意匠審査に関する品質ポリシー」（以下「品質ポリシー」といいます。）を平成26年8月に公表しました。この品質ポリシーでは、品質管理の6つの基本原則の1つに、「幅広いニーズや期待に応えます」と掲げています。

また、意匠審査の品質検証のための取組を着実に実施するためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そのため、特許庁では、平成24年度に特許分野においてユーザー評価調査を開始、平成27年度からはこれを意匠分野にも拡大し、調査結果の品質管理施策への反映に努めています。

本調査結果は、多くのユーザーの方の協力の下に得られた貴重な情報であり、特許庁は、本調査結果に基づき、意匠審査の質の維持・向上に向けて、引き続き真摯に取り組みます。

以下、本調査結果の概要とともに、回答内容を分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告します。

2. 本調査の概要

(1) 本調査の目的

本調査は、ユーザーの皆様からの評価、意見等を収集し、意匠審査の質の現状を把握するためのデータとして活用するとともに、意匠審査の改善点を明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的としています。

すなわち、本調査は、意匠審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCA サイクル）」の意匠審査業務の評価（Check）として位置付けられます。

(2) 調査方法

本調査は、調査票（巻末の付録を参照）を用いて令和 5 年 5 月～6 月に行いました。調査票は、令和 4 年度の意匠審査の質に関し、各項目の内容について「満足」、「比較的満足」、「普通」、「比較的不満」、「不満」の 5 段階評価で回答するものです。さらに、自由記入欄を設けて、評価の理由やその他ご意見等の記入を可能としました。なお、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

調査対象者には、オンラインで回答するための個別の回答用パスワードを電子メール等で送付しました。

調査対象者は、日本意匠分類のグループ毎（A～N）の意匠登録件数上位の出願人（在外出願人の場合は、代理人が回答）としました。抽出条件及び対象者数は、表 1 に記載のとおりです。

表 1 調査対象者の選定方法

項目	内 容	
調査対象者	内国出願人	令和 3 年度～令和 4 年度における、日本意匠分類のグループ毎（A～N）の意匠登録件数上位の内国出願人
	在外出願人	令和 3 年度～令和 4 年度における、日本意匠分類のグループ毎（A～N）の意匠登録件数上位の在外出願人の代理人
調査対象者数	合計 349 者	

(3) 回答率

表2は、調査票の回答率を示したものです。表3、表4は、回答者の企業規模、意匠分類グループの内訳を示しています。全体の回答率は83.7%、全体の回答に占める無記名での回答の割合は39.4%でした。

表2 調査票の回答結果(括弧内は昨年度)

	内国出願人	在外出願人	無記名	合計
アンケート送付件数	299	50	-	349 (350)
アンケート回答件数	154	23	115	292 (316)
回答率	-	-	-	83.7% (90.3%)

表3 内国出願人(記名有り)の企業規模別回答結果

	大企業	中小企業 ¹	合計
アンケート送付件数	217	82	299
アンケート回答件数	123	31	154

¹ 中小企業基本法第2条第1項各号を基礎として、例えば、製造業の企業であれば、資本金の額が3億円以下の企業及び従業員数が300人以下の企業を中小企業としてカウントしています。

表 4 内国出願人回答者(記名有り)の意匠分類グループ内訳

	意匠分類グループ ²	回答者数	割合
内国 出願人	A 製造食品及び嗜好品	0	0.0%
	B 衣服及び身の回り品	9	5.8%
	C 生活用品	19	12.3%
	D 住宅設備用品	16	10.4%
	E 趣味娯楽用品及び運動競技用品	5	3.2%
	F 事務用品及び販売用品	18	11.7%
	G 運輸又は運搬機械	15	9.7%
	H 電気電子機械器具及び通信機械器具	26	16.9%
	J 一般機械器具	8	5.2%
	K 産業機械器具	11	7.1%
	L 土木建築用品	16	10.4%
	M A～L に属さないその他の基礎製品	6	3.9%
	N 他グループに属さない物品等	5	3.2%
合計		154	100.0%

² 調査対象者である内国出願人が複数の意匠分類グループに出願している場合は、令和3年度～令和4年度に最も登録件数の多かった意匠分類グループでカウントしています。

3. 集計結果

(1) 意匠審査全般の質に関する評価（全体評価）について

表5は令和5年度の全体評価について、図1は、平成27年度の調査開始時からの全体評価について、5段階評価を集計したものです。本報告書において、経年変化を示すグラフの縦軸は原則として「調査年度」を示します。各年度の調査は「前年度の審査の質についての評価」を問うものなので、例えば「令和5年度調査」は「令和4年度の意匠審査全般の質についての評価」を調査するものです。

今年度は「普通」以上の割合が96.2%（昨年度調査では94.9%）であり、昨年度より上昇しました。「満足」と「比較的満足」の評価（以下、「上位評価」）の割合を合わせると61.3%（昨年度調査では60.4%）であり、昨年度より上昇しました。³

表5 全体評価(令和5年度)

5段階評価	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	無回答	合計
回答数	54	125	102	9	2	0	292
割合	18.5%	42.8%	34.9%	3.1%	0.7%	-	100%

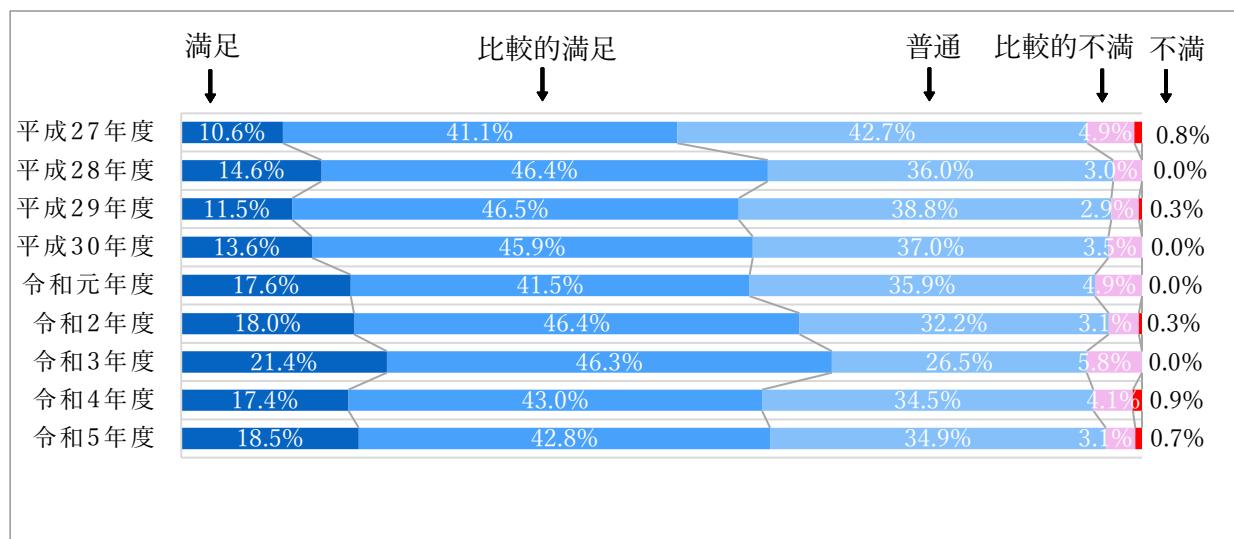


図1 意匠審査全般の質(全体評価)

³ 当報告書においては、パーセンテージの小数第2位を四捨五入した数値を用いており、グラフ上の数値の合計が100%にならない、本文中とグラフ上の数値が合わない、といった僅かな誤差が生じ得ます。

(2) 意匠審査の質に関する個別項目の評価について

昨年度と同様に、意匠審査に関する下記①～⑦の個別項目について、5段階評価で集計しました。図2、図3は、令和5年度調査における各個別項目の評価の割合又は度数分布を示したものです。⁴

図4～図10は、各個別項目について評価の割合の経年変化を示したものです。

- ① 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ
(以下、「拒絶理由通知等の記載」)
- ② 拒絶査定の記載の分かりやすさ
(以下、「拒絶査定の記載」)
- ③ 判断の均質性
(以下、「判断の均質性」)
- ④ サーチ（先行意匠調査）の的確性
(以下、「先行意匠調査」)
- ⑤ 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル
(以下、「専門知識レベル」)
- ⑥ 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション
(以下、「コミュニケーション」)
- ⑦ 国際意匠登録出願の審査全般の質
(以下、「国際意匠登録出願」)

個別項目のうち「コミュニケーション」の評価は、上位評価の割合が73.0%（昨年度調査では76.6%）であり、令和4年度実施庁目標（上位評価割合70%以上）を達成しました。（図9）

昨年度の調査結果に基づいて、特に注力して取り組むべき項目とした「拒絶理由通知等の記載」、「拒絶査定の記載」、「判断の均質性」については、「普通」以上の評価の割合はそれぞれ、96.8%（同95.3%）、95.2%（同95.8%）、95.8%（同90.2%）であり、上位評価の割合はそれぞれ、60.2%（同60.8%）、52.4%（同54.9%）、47.7%（同49.5%）でした。（図4、図5、図6）

⁴ 当報告書においては、「無回答」及び「やり取りを行った経験がない／わからない」という回答を集計母数から除いて集計しました。

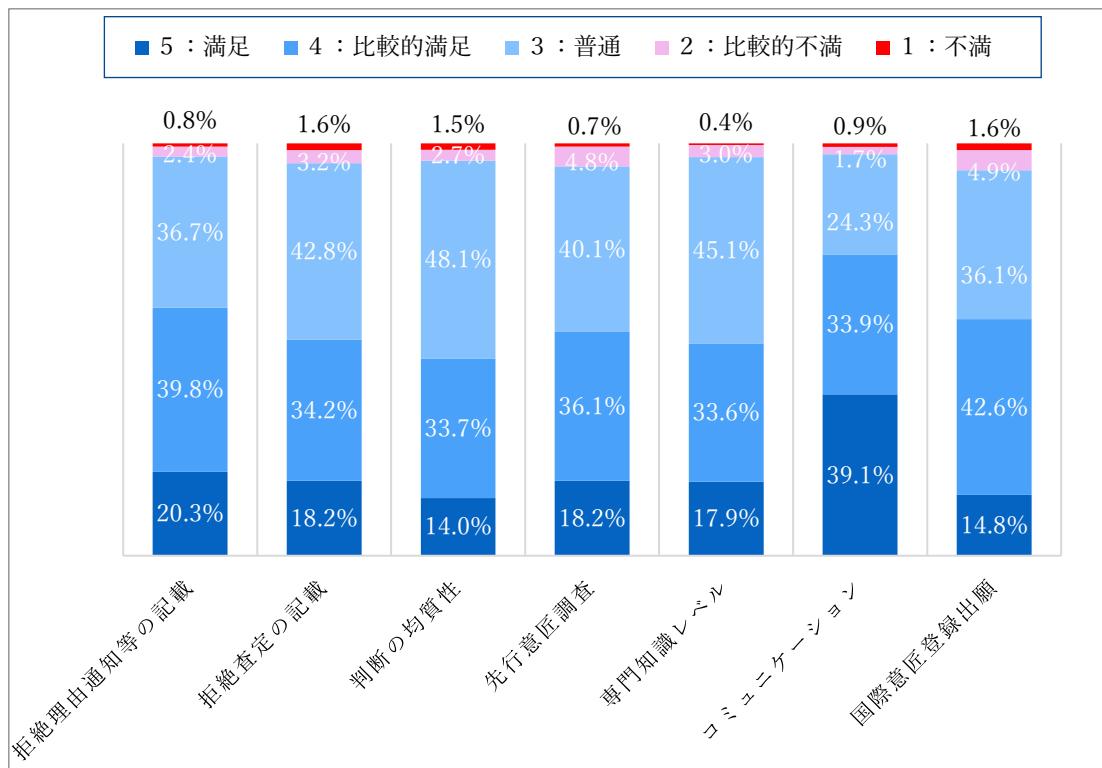


図2 個別項目への評価の割合

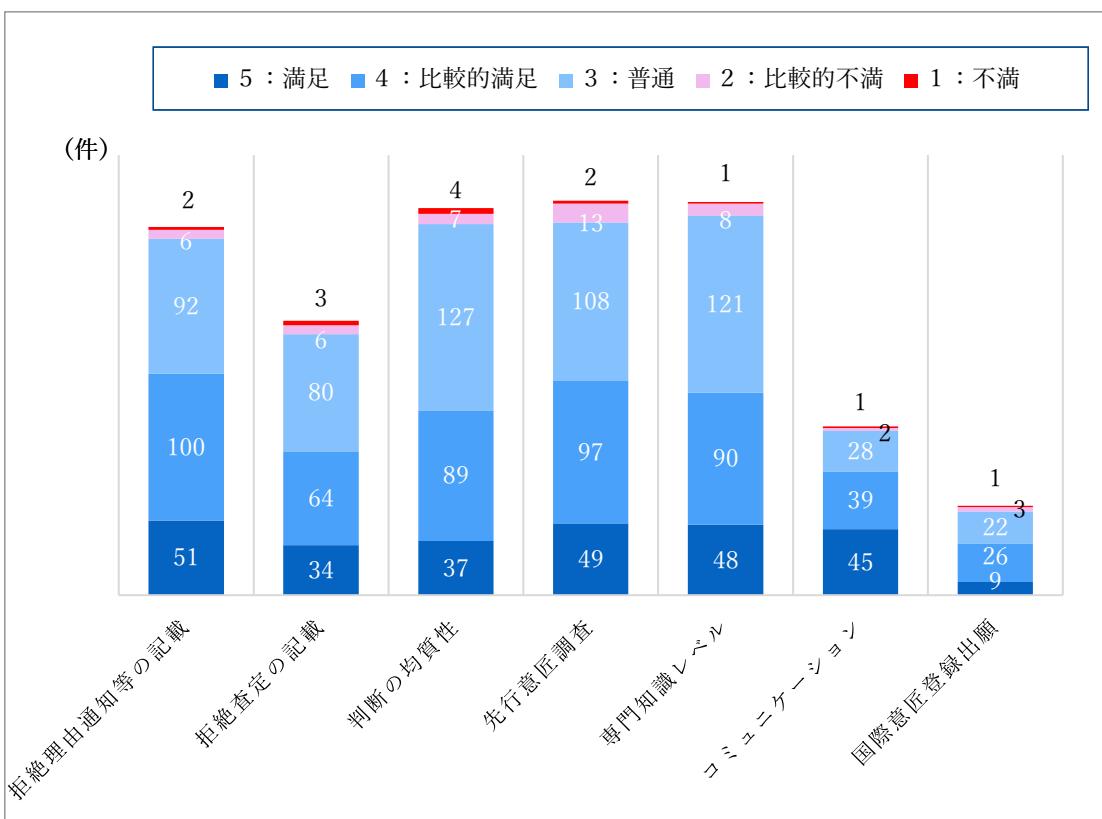


図3 個別項目への評価の度数分布

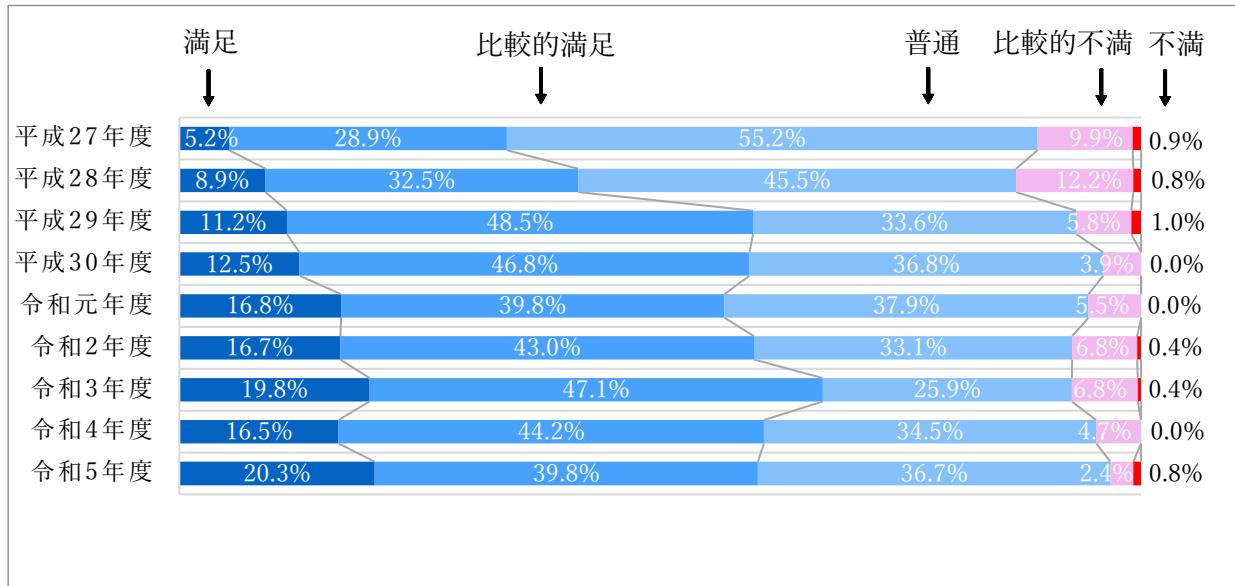


図4 拒絶理由通知等の記載

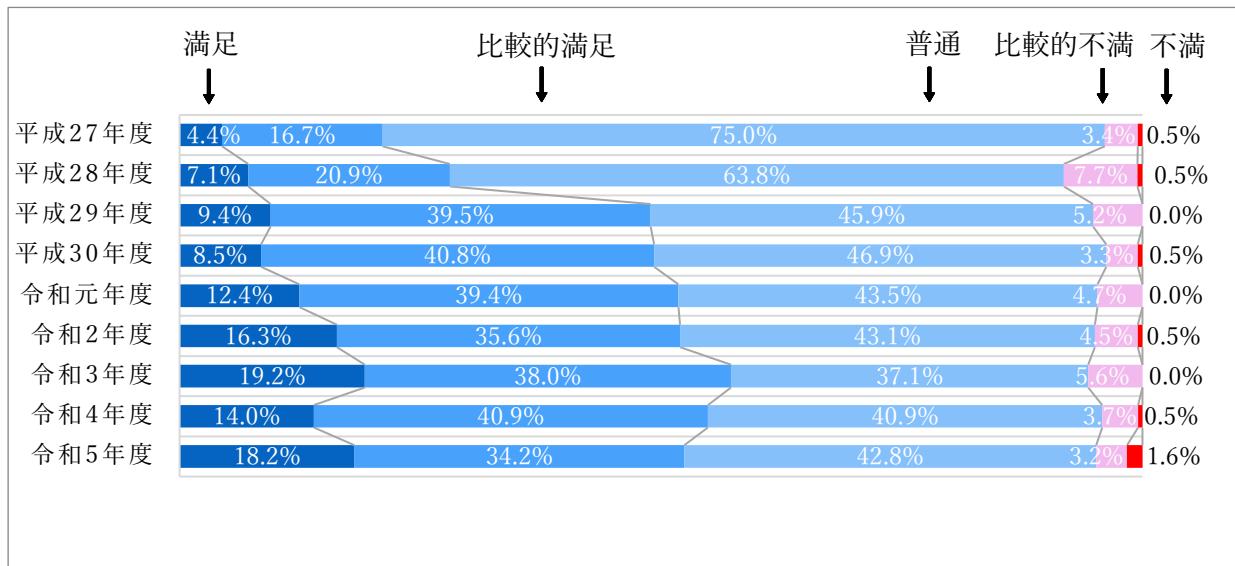


図5 拒絶査定の記載

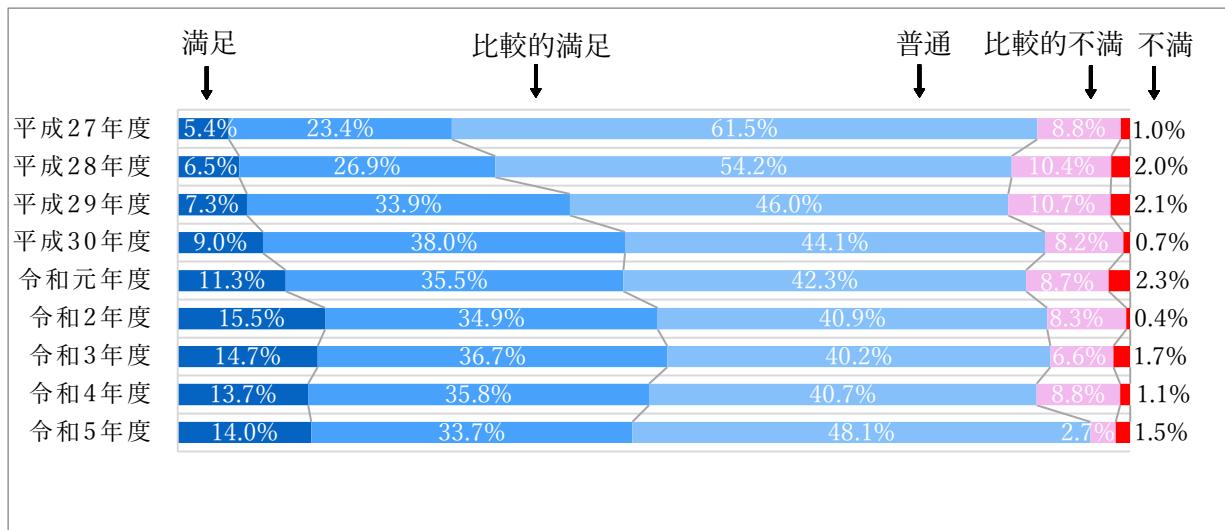


図 6 判断の均質性

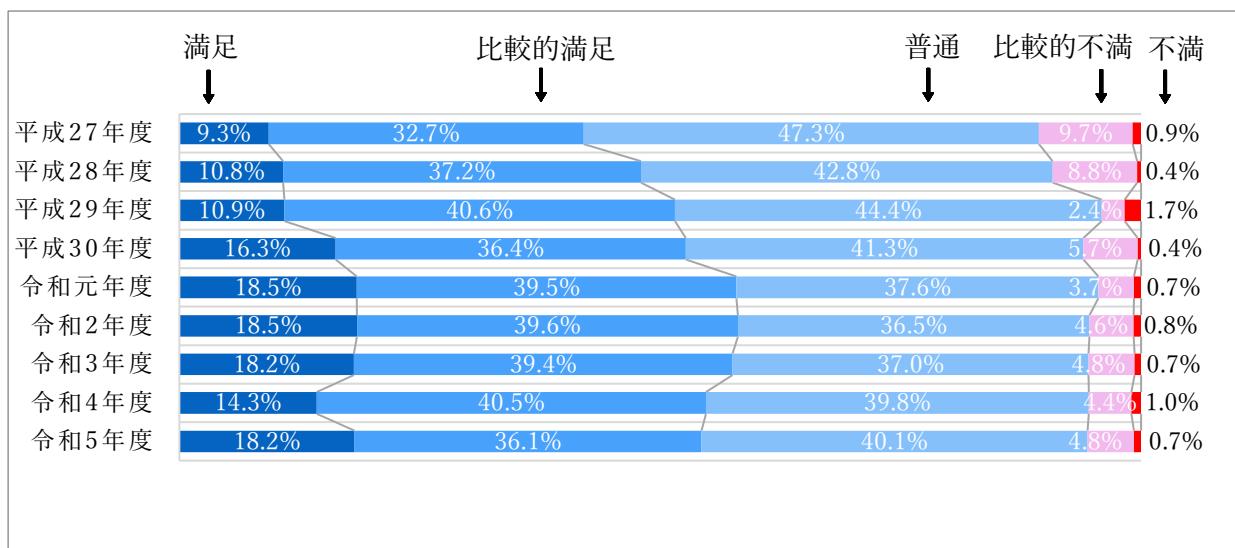


図 7 先行意匠調査



図 8 専門知識レベル

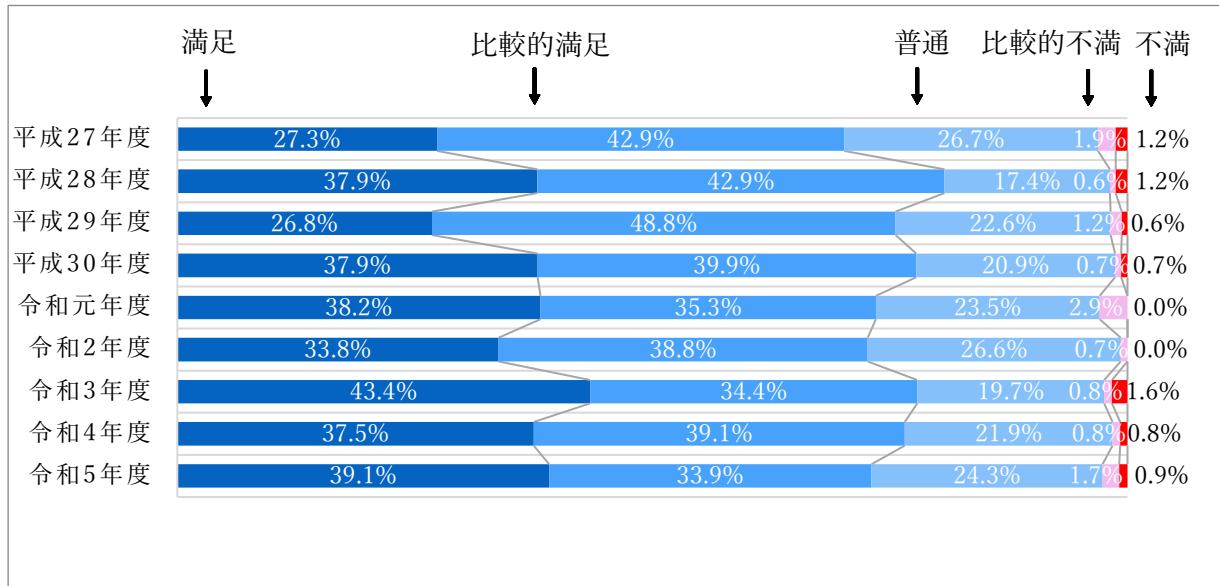


図9 面接・電話等における審査官とのコミュニケーション

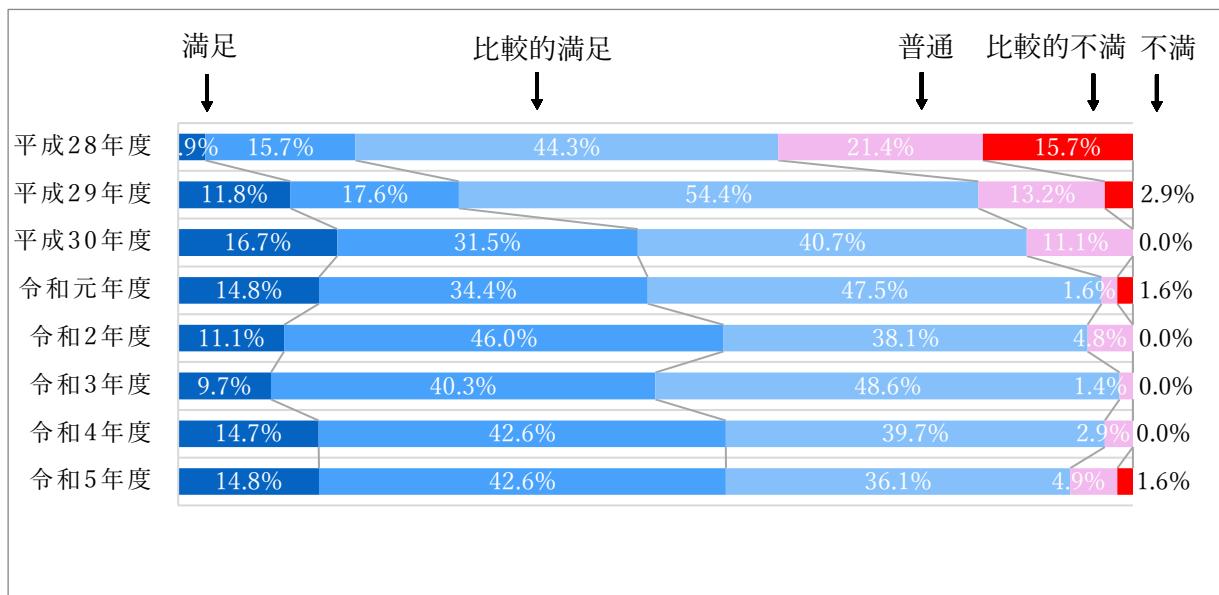


図10 国際意匠登録出願の審査全般の質

(3) 他国特許庁との比較について

図 11 は、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）及び韓国特許庁（KIPO）の三庁における意匠審査の質に関し、観点ごとに優れている（または望ましい）と感じる庁についてチェックの付いた結果（複数庁を選択可）を示したものです。⁵

『実体審査全般の質』の項目は、他庁よりも JPO が優れている（または望ましい）との回答が 53 者（回答者全体の 81.5%）となりました。次いで、『サーチ（先行意匠調査）の的確性』、『拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ』、『判断の均質性』について JPO を選択した者が多くなりました。

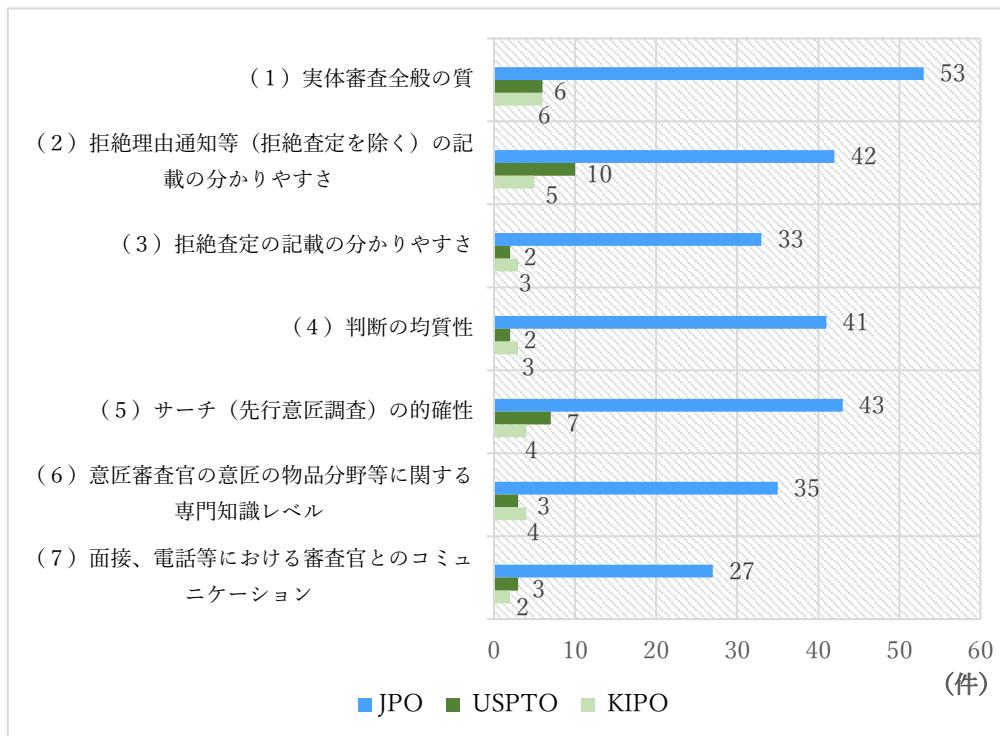


図 11 各観点からそれぞれ優れている（または望ましい）
と感じる庁についての回答

⁵ いずれかの庁について「この庁に意匠登録出願をした経験がない／わからない」と回答した者を除く 65 者からの回答を集計したものです。

(4) 意匠審査の質に関するコメントについて

図12は、各自由記入欄におけるコメントの内容を分類して集計したものです。

『意匠審査の質』(全般)に関するコメントが最も多く(21件)、次に『コミュニケーション』(17件)に関するコメントが多く寄せられました。

『コミュニケーション』、『審査のスピード』に関しては肯定的なコメントが多くかった一方、『判断の均質性』に関しては否定的なコメントが多く、意匠審査の質全般の評価となる『意匠審査の質』(全般)に関しては肯定的／否定的ともに一定数のコメントが寄せられました。

なお、『システム関連』、『その他』については、大半が、意匠審査の質に直接的には関係しないコメントです。

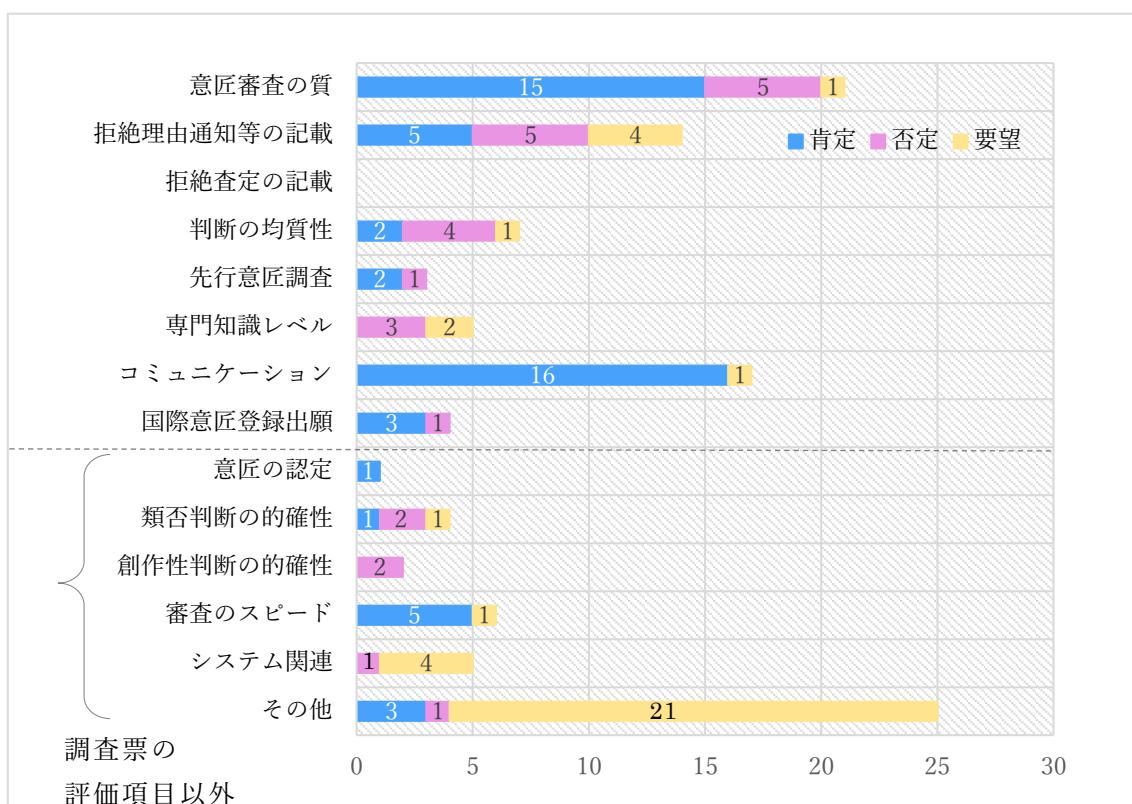


図12 自由記入欄のコメントの内訳

4. 個別項目に対する評価と全体評価との相関分析

(1) 分析手法

意匠審査に対する評価（満足度）の向上に取り組んでいくにあたり、特に注力するべき項目を検討するため、個別項目に対する評価と全体評価との関係について分析しました。分析方法としては、個別項目の評価と全体評価との間における相関関係の大きさを示す係数（相関係数）を取得することにより行いました。

(2) 分析結果

表 6 及び図 13 は、「各個別項目の評価の平均値」（図 13 の横軸）と「個別項目の評価と全体評価の相関係数」（図 13 の縦軸）を示したものです。

7つ全ての個別項目で、全体評価に対して相応の相関（相関係数 0.5 以上）が認められました。そのうち特に相関係数が大きい項目は、「拒絶理由通知等の記載（相関係数 0.72）」、「判断の均質性（同 0.72）」、「拒絶査定の記載（同 0.71）」となっています。

昨年度の調査報告において特に注力して取り組むべき項目とした「拒絶理由通知等の記載」、「判断の均質性」、「拒絶査定の記載」、これら 3 項目における評価の平均値の推移は、前 2 項目は上昇（昨年度調査 3.73→今年度調査 3.76、同 3.52→3.56）し、「拒絶査定の記載」は昨年度と同値（同 3.64→3.64）でした。

表 6 個別項目の評価の平均値及びこれらの全体評価との相関係数⁶

評価項目	評価(平均)		全体評価との相関係数	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
拒絶理由通知等の記載	3.76	3.73	0.72	0.69
拒絶査定の記載	3.64	3.64	0.71	0.71
判断の均質性	3.56	3.52	0.72	0.68
先行意匠調査	3.66	3.63	0.67	0.57
専門知識レベル	3.66	3.63	0.68	0.70
コミュニケーション	4.09	4.12	0.60	0.64
国際意匠登録出願	3.64	3.69	0.56	0.53

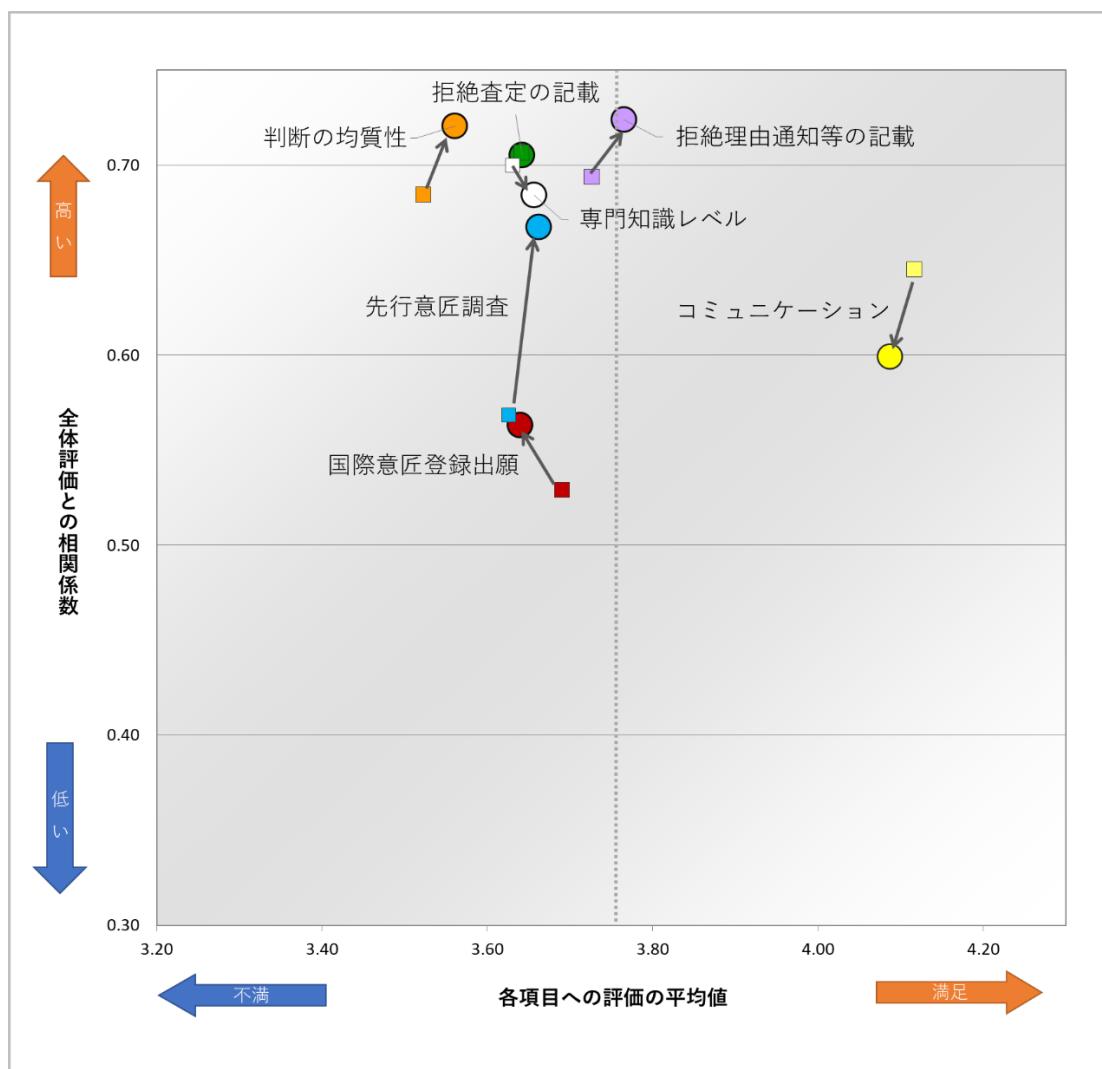


図 13 個別項目の評価と全体評価との相関係数⁷

⁶ 相関係数は 1 を最大値とするものであり、一般的に、おおよそ 0.5 程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

⁷ この図において、上方にある項目ほど全体評価への影響が大きいことを示しています。

5. 調査結果のまとめ

令和4年度の意匠の審査全般の質に関する評価（全体評価）は、「普通」以上の割合、上位評価の割合、ともに昨年度より上昇しました（昨年度調査94.9%→今年度調査96.2%、同60.4%→61.3%）。また、「満足」の評価の割合も昨年度より上昇しており（同17.4%→18.5%）、これは全体評価に限らない事象で、全ての項目において「満足」の評価の割合が上昇しています。

意匠審査に関する個別項目の評価について、昨年度の調査報告において特に注力して取り組むべきとした項目のうち、「拒絶理由通知等の記載」については、上位評価の割合が低下（同60.8%→60.2%）しましたが、「不満」と「比較的不満」を足した評価の割合は低下（同4.7%→3.2%）しており、また、評価の平均値で見ると値は上昇（同3.73→3.76）し、相対的に高い数値となったため、取組に一定の成果が見られるといえます。

他方、特に注力して取り組むべきとした残りの2項目、「判断の均質性」、「拒絶査定の記載」については、評価の平均値の推移がそれぞれ、3.52→3.56、3.64→3.64と、相対的に低い水準でほぼ横ばいとなつたため、更なる品質向上の取組が求められます。

「専門知識レベル」については、評価の平均値が相対的に低く、かつ、全体評価との相関係数が相対的に大きいことから、全体の品質向上のために更なる取組が求められます。

以上の調査の結果から、「判断の均質性」、「拒絶査定の記載」、「専門知識レベル」が、特に注力して取り組むべき項目に該当すると考えられます。

「先行意匠調査」、「国際意匠登録出願」については、全体評価との相関係数が相対的に小さいものの、評価の平均値が相対的に低く、また、「コミュニケーション」については、評価の平均値が相対的に高く、かつ、肯定的なコメントが多く寄せられているものの、昨年度に比べると評価の平均値が下がっているため、「拒絶理由通知等の記載」も含め、これらの項目について、今後も質の向上のための施策の取組に努めてまいります。

6. 今後のユーザー評価調査に向けて

本調査は、意匠審査の改善すべき点をユーザーの方々からの御指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映させることを目的として行っています。今後も、皆様の御意見をより的確に把握するため、評価をいただく対象者の選定方法をはじめ、設問の構成や調査票の形式等、調査手法について、引き続き改善を行います。

また、自由記入欄に記入いただいた調査対象案件に関する御意見・御要望については、その内容を検討・分析し、意匠審査の質の維持・向上のための諸施策に反映させ、引き続き意匠審査の質の向上を図ります。

謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心から感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザー参画による品質評価の取組を実施し、その結果に基づいて、意匠審査及びその関連業務の継続的な改善に向けた取組を推進して行くことが必要不可欠です。引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

(付録) 令和5年度調査票

【意匠】意匠審査全般の質について（1/2）						
次の【1】～【2】の問い合わせ2022年度の意匠審査（審判は含みません）のご経験に基づいてお答えください。						
【1】意匠審査の質について ※この調査票における「意匠審査」の語は、特に断りがない限り、日本国特許庁が行う国内意匠登録出願及びハーグ協定に基づく国際意匠登録出願の審査を指しています。						
1. 2022年度の意匠審査全般の質（審判を除く）について、どのように感じていますか。【必須】						
<input type="radio"/> 満足 <input type="radio"/> 比較的満足 <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 比較的不満 <input type="radio"/> 不満						
2. 2022年度の意匠審査の質に關し、各項目（1）～（6）の評価についてお答えください。【必須】 やり取りを行った経験がない場合には「やり取りを行った経験がない／分からぬ」をチェックしてください。						
(1) 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ (判断理由の記載の明確さ、引用意匠の特定、創作性の根拠の提示等)		<input type="radio"/> 満足	<input type="radio"/> 比較的満足	<input type="radio"/> 普通	<input type="radio"/> 比較的不満	<input type="radio"/> 不満 やり取りを行なった経験がない／分からぬ
(2) 拒絶査定の記載の分かりやすさ (出願人の主張に対する回答の明確さ、的確さ等)		<input type="radio"/> 満足	<input type="radio"/> 比較的満足	<input type="radio"/> 普通	<input type="radio"/> 比較的不満	<input type="radio"/> 不満 やり取りを行なった経験がない／分からぬ
(3) 判断の均衡性 (審査官間、物品分野間等)		<input type="radio"/> 満足	<input type="radio"/> 比較的満足	<input type="radio"/> 普通	<input type="radio"/> 比較的不満	<input type="radio"/> 不満 やり取りを行なった経験がない／分からぬ
(4) サーチ（先行意匠調査）の的確性 (サーチ範囲、参考文献の過不足等)		<input type="radio"/> 満足	<input type="radio"/> 比較的満足	<input type="radio"/> 普通	<input type="radio"/> 比較的不満	<input type="radio"/> 不満 やり取りを行なった経験がない／分からぬ
(5) 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル (意匠の認定の的確性、担当審査官の物品に対する知識等)		<input type="radio"/> 満足	<input type="radio"/> 比較的満足	<input type="radio"/> 普通	<input type="radio"/> 比較的不満	<input type="radio"/> 不満 やり取りを行なった経験がない／分からぬ
(6) 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション (審査官の説明の明確さ、対応時の印象、態度等)		<input type="radio"/> 満足	<input type="radio"/> 比較的満足	<input type="radio"/> 普通	<input type="radio"/> 比較的不満	<input type="radio"/> 不満 やり取りを行なった経験がない／分からぬ
1. 及び2. に関する自由記入欄						
<input type="text"/>						

上記2. の個別項目のうち、特に満足・不満等の評価の背景となつた具体的な事例等があればお答えください。【任意】

事例等は、後日、通常で実施中の「個別の審査の質についてのユーザー評価調査」からお答えいただく形でも差し支えございません。

回答する個別項目をブルダウンで選択ください。

特に「(6) 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」につきましては、細かな点でも構いませんので積極的にご回答いただけますと幸いです。

評価の背景となつた具体的な事例（出願番号、登録番号）や物品分野等をご記入ください。

「(3) 判断の均質性」をご選択の際は、可能な限り、比較対象となる他の案件を含めて複数の案件をご記入ください。

<記入例>

- ・①意願2021-012XXX
- ・②意匠登録第169XXXX号
- ・(物品又は物品分野の具体名)

具体的な事例や物品分野等について、満足・不満等と評価された主なポイントをご記入ください。

複数の事例をご記入された場合は、該当する案件とその内容が区別できるようにご記入ください。

<記入例>

- ・①：〇〇な点で、〇〇と感じた。
- ・②：〇〇な点で、〇〇と感じた。
- ・①と②において、〇〇な点で均質性がないと感じた。

ご記入頂いた事例及び内容は、品質向上を目的として担当審査官にフィードバックすることがあります。希望されない場合は、右の「事例についての担当審査官へのフィードバック不可」をチェックしてください。

事例についての担当審査官へのフィードバック不可

回答したい他の個別項目があれば、右の「入力欄の追加」にチェックして表示される入力欄にご記入ください。

入力欄の追加

3. ハーグ協定に基づく国際意匠登録出願に特化してお伺いします。2022年度の国際意匠登録出願に対する我が国の審査全般の質について、どのように感じていますか。

やり取りを行った経験がない場合には「やり取りを行った経験がない／わからない」をチェックしてください。【必須】

満足

比較的満足

普通

比較的不満

不満

やり取りを行なつ
○た経験がない／分
からない

3. に関する自由記入欄

【意匠】意匠審査全般の質について（2/2）

4. 他国に意匠登録出願（直接出願及びハーグ協定に基づく国際出願を含む。）を行った経験のある方にお伺いします。意匠審査の質に関し、次の観点からそれぞれ優れている（または望ましい）と感じる府があれば、チェックしてください。（複数府を選択可）【任意】

*特に優れていると感じる府がない観点、比較できない観点は、チェックしていただく必要はありません。

*審査の質がよく分からぬ府、他府と比較できるほど出願経験がない府は、「この府に意匠登録出願した経験がない／分からぬ」をチェックしてください。

*JPO：日本国特許庁、USPTO：米国特許商標庁、KIPO：韓国特許庁

	JPO	USPTO	KIPO
(0) この府に意匠登録出願した経験がない／分からぬ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1) 実体審査全般的質	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 拒絶査定の記載の分かりやすさ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 判断の均質性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) サーチ（先行意匠調査）の的確性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識レベル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 面接、電話等における審査官とのコミュニケーション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4. に関する自由記入欄（4. の各観点や、上記以外の国／地域の府に関するご意見）

【2】その他

その他、追加のご意見・ご要望ございましたら、下記の記入欄にご記入ください。